

御殿場市役所広告付きAED設置業務仕様書

1 業務名称

御殿場市役所広告付きAED設置業務

2 業務内容

次の各号に定める事項を、事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

- (1) AED本体を含む機器の設置
- (2) (1)の消耗品の交換、故障対応等の保守管理
- (3) 広告主の募集、広告枠の販売及び広告の製作・掲出

3 設置場所

御殿場市萩原483番地 御殿場市役所本庁舎1階総合案内前

※設置予定場所は別紙1のとおり

4 設置期間

設置日から5年間

令和3年8月31日までに設置、稼働させること。

5 設置機器の仕様

(1) 筐体及び設置広告について

- ア 広告掲出部分とAED収納部分が連結した一体の構造であり、分離していないこと。
- イ デジタル媒体による広告掲出方法の場合、音の出る広告は認めない。
- ウ 照明を内蔵した機器も設置可能とする。
- エ 電源の入切ができるものとする。(電気を使用する場合)
- オ 破損、汚損や広告主の変更等についてのメンテナンスを随時行うこと。
- カ 周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても、庁舎の美観及び安全を損なわない方法とすること。

(2) AEDについて

- ア AED本体のほか、備え付け用の収納ボックス、携帯用のケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他AEDの使用上で必要な物を付属すること。
- イ 定期的にバッテリー交換やパッドの交換、修繕等、維持管理を行うこと。
- ウ 本体は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」昭和35年法律第145号)の認可がされていること。

- エ 小児に対し使用可能であること。
- オ 取扱説明書及び音声ガイドが日本語であること。
- カ 最新のJRC蘇生ガイドラインに適応していること。

6 広告について

(1) 広告の掲載及び内容について

ア 広告を掲載できる者及び広告内容等については、「御殿場市広告掲載要綱」(別紙2)及び「御殿場市広告掲載基準」(別紙3)に定めるところによる。

イ 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。

ウ 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。

エ 広告物の内容に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うものとする。

オ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

カ 広告の募集にあたっては、御殿場市内の事業者から募集するよう努めること。

(2) 広告内容の責任

広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保障すること。第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わない。

7 行政財産の使用許可及び費用負担

(1) 事業者は、広告付きAEDの設置に関し、市に庁舎の使用許可を受けること。

(2) 事業者は、子メータを設置し、広告付きAEDが使用する電気使用料(実費相当額、電気を使用しない場合は不要)を毎月、市へ納入すること。

(3) 事業者は、広告付きAEDの設置に係る行政財産使用料(各年度の市基準額による。)を毎年度、市へ納入すること。

(4) 機器の保守管理費のほか、設置、修理、備品交換、撤去、軽微な移設等に係る費用はすべて事業者が負担するものとする。機器の大規模な移設等に係る費用は、市

と事業者が協議の上、負担を決定するものとする。

8 その他

この仕様書に明記されていない細部の事項については、市と事業者が協議し、市の指示に従うものとする。